

総 税 市 第 86 号
平成 27 年 12 月 25 日

各道府県総務部長 殿
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局長
(公印省略)

個人住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の
光ディスク等による調製及び市町村への提出並びに特別徴収
税額通知（特別徴収義務者用）の作成等について（通知）

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 17 号）により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が改正され、新設された同法第 317 条の 6 第 5 項及び第 6 項の規定により、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 226 条第 1 項又は第 3 項に規定する源泉徴収票について同法第 228 条の 4 第 1 項の規定の適用を受ける者は平成 26 年 1 月 1 日以降に提出すべき給与支払報告書又は公的年金等支払報告書について電子情報処理組織（eLTAX）を使用する方法又は光ディスク等により提出しなければならないとされているところです。

また、地方税法第 321 条の 7 の 3 等の規定に基づき年金保険者が行う老齢等年金受給者情報の市町村への通知については、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 9 条の 8 第 1 項の規定等により、指定法人（一般社団法人地方税電子化協議会。以下「地電協」という。）を経由して行うこととされているところです。

こうした仕組みとなっている中、平成 28 年 1 月からは、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）及び法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）の運用が開始されることとなります。

また、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年総務省令第 85 号、第 90 号及び第 91 号）により平成 28 年所得から市町村へ提出する申告書等の様式に当該申告書等の提出者等の個人番号又は法人番号を記載する欄等が追加されるとともに電子情報処理組織の改修により、平成 28 年度以後の年度分の個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、電子情報処理組織を通じ、電子署名を添付した「正本」として送信できることとなったところです。

これらを踏まえ、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等

による調製及び市町村への提出、老齢等年金受給者情報の市町村への通知並びに特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の作成等に係る具体的な事務等の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、この旨及び特別徴収義務者等への周知に遺漏なきよう貴都道府県内の市町村に対し御連絡願います。

また、この通知の適用に伴い、「個人の住民税の給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の光ディスク等化について（通知）」（平成 25 年 11 月 21 日付総税市第 49 号。以下「平成 25 年 11 月通知」という。）は廃止し、この通知に記載している給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）に係る手続のうち、第 2 の 1 の（2）本文、第 2 の 2 の（2）本文、第 5 の 1 の（2）本文及び第 5 の 2 の（2）本文については平成 28 年中に行われる申請について、第 2 の 1 の（2）ただし書、第 2 の 2 の（2）ただし書、第 5 の 1 の（2）ただし書及び第 5 の 2 の（2）ただし書については平成 29 年以降に行われる申請について、第 7 の 1 本文、第 7 の 2 本文及び第 7 の 3 本文に記載している手続については平成 27 年所得に係るものから、その他（第 2 の 1 の（2）、第 2 の 2 の（2）、第 5 の 1 の（2）及び第 5 の 2 の（2）を除く）の部分については平成 28 年以後の所得に係るものから、それぞれ適用することとし、その前の所得に係るもの及び平成 27 年中に行われるものについては、廃止前の平成 25 年 11 月通知の例によることとします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

第 1 地方税法第 317 条の 6 第 5 項第 2 号の規定に基づく給与支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等

地方税法第 317 条の 6 第 5 項第 1 号の規定に基づき、電子情報処理組織を通じて給与支払報告書を市町村へ提出する場合については、地方税法、同法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）、同法施行規則、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号。以下「オンライン化法」という。）等の規定に従い、電子情報処理組織の利用に関する諸規程（地電協が定めたものを含む。以下同じ。）に基づいて提出するものであるが、同項第 2 号の規定に基づき給与支払報告書を磁気テープ、光ディスク等で提出する場合については、以下によるものであること。

1 磁気テープによる調製及び市町村への提出等

（1）磁気テープの規格等

給与支払報告書を磁気テープにより調製する場合の磁気テープの規格、

ファイルの仕様等、ファイルの構成及びレコードの記録順序は、全国的に統一するため、別紙1によるものとする。なお、磁気テープの規格及び磁気テープへの給与支払報告書記載事項の記録方法については「光ディスク等への給与支払報告書及び公的年金等支払報告書記載事項の記録に関する技術基準」（平成25年総務省告示第429号。以下「技術基準」という。）を踏まえたものとする。

また、レコード内容及びレコード作成要領は、別紙2によるものとする。

(2) 給与支払報告書の提出等

給与支払報告書が磁気テープにより調製され、提出される場合には、書面による給与支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された磁気テープの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

2 光ディスク又は磁気ディスクによる調製及び市町村への提出等

(1) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格並びにファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙3によるものとする。なお、光ディスク及び磁気ディスクの規格並びに光ディスク及び磁気ディスクへの給与支払報告書記載事項の記録方法については技術基準を踏まえたものとする。

また、レコードの内容及びレコード作成要領は、別紙4によるものとする。

(2) 給与支払報告書の提出等

給与支払報告書が光ディスク又は磁気ディスクにより調製され、提出される場合には、書面による給与支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク及び磁気ディスクの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

第2 地方税法第317条の6第7項の規定に基づく給与支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等

給与支払報告書提出義務者のうち、地方税法第317条の6第5項の規定の適用を受けない者においても、オンライン化法等に基づき電子情報処理組織を通じて給与支払報告書を市町村に提出することができることとされているほか、同条第7項の規定に基づき、市町村の承認を得て、磁気テープ、光デ

ィスク等によって提出することも可能となっているが、その場合の取扱いは、以下によるものであること。

1 磁気テープによる調製及び市町村への提出等

(1) 磁気テープの規格等

給与支払報告書を磁気テープにより調製する場合の磁気テープの規格、ファイルの仕様等、ファイルの構成及びレコードの記録順序は、全国的に統一するため、別紙1によるものとする。

また、レコード内容及びレコード作成要領は、別紙2によるものとする。

(2) 給与支払報告書の磁気テープによる提出の承認

給与支払報告書を磁気テープにより調製する場合の地方税法施行令第48条の9の8第1項の規定による承認の申請は、別紙5の「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の磁気テープによる提出承認申請書」により行うこととする。

ただし、平成29年1月1日以降に行われる申請は、別紙5-2により行うこととする。

(3) 給与支払報告書の提出等

給与支払報告書が磁気テープにより調製され、提出される場合には、書面による給与支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された磁気テープの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

2 光ディスク又は磁気ディスクによる調製及び市町村への提出等

(1) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格並びにファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙3によるものとする。

また、レコードの内容及びレコード作成要領は、別紙4によるものとする。

(2) 給与支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出の承認

給与支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の地方税法施行令第48条の9の8第1項の規定による承認の申請は、別紙6の「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書」により行うこととする。

ただし、平成29年1月1日以降に行われる申請は、別紙6-2により行

うこととする。

(3) 納入支払報告書の提出等

納入支払報告書が光ディスク又は磁気ディスクにより調製され、提出される場合には、書面による納入支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク及び磁気ディスクの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

第3 電子情報処理組織を利用して地電協経由で公的年金等支払報告書又は老齢等年金受給者情報を市町村へ提出する場合の取扱い等

地方税法第317条の6第4項の規定に基づく公的年金等支払報告書の提出又は同法第321条の7の3の規定に基づく老齢等年金受給者情報を市町村への通知を電子情報処理組織を利用して地電協経由で行う場合（地電協へ光ディスク等で提出する方法による場合に限る。）においては、次によるものであること。

1 公的年金等支払報告書

提出義務者が地電協に光ディスク等によって提供したデータを用いて、電子情報処理組織を利用して各市町村へ公的年金等支払報告書データがオンライン送信される形で公的年金等支払報告書の提出が行われる場合においては、下記2と同様に地電協が定める情報交換媒体作成仕様書に従って光ディスク等を調製することにより、全国的な統一を保ちつつ円滑な提出が行われるようにしているものであることから、当該仕様書に基づいて調製等を行うよう取り扱うこと。

2 老齢等年金受給者情報通知

地電協は、地方税法施行規則第9条の8の規定に基づき、指定法人と位置づけられており、老齢等年金受給者情報通知を行うに当たっては、地電協が定めた情報交換媒体作成仕様書に従って調製した光ディスク等を地電協に提出することによって行われるものであること。

第4 地方税法第317条の6第6項第2号の規定に基づく公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等

地方税法第317条の6第6項第1号の規定に基づき、電子情報処理組織を通じて公的年金等支払報告書を市町村へ提出する場合については、地方税法、

同法施行令、同法施行規則、オンライン化法等の規定に従い、電子情報処理組織の利用に関する諸規程に基づいて提出するものであるが、同項第2号の規定に基づき公的年金等支払報告書を磁気テープ、光ディスク等で提出する場合については、以下によるものであること。

1 磁気テープによる調製及び市町村への提出等

(1) 磁気テープの規格等

公的年金等支払報告書を磁気テープにより調製する場合の磁気テープの規格、ファイルの仕様等、ファイルの構成及びレコードの記録順序は、全国的に統一するため、別紙7によるものとする。なお、磁気テープの規格及び磁気テープへの公的年金等支払報告書記載事項の記録方法については技術基準を踏まえたものとする。

また、レコード内容及びレコード作成要領は、別紙8によるものとする。

(2) 公的年金等支払報告書の提出等

公的年金等支払報告書が磁気テープにより調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された磁気テープの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

2 光ディスク又は磁気ディスクによる調製及び市町村への提出等

(1) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格並びにファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙9によるものとする。なお、光ディスク及び磁気ディスクの規格並びに光ディスク及び磁気ディスクへの公的年金等支払報告書記載事項の記録方法については技術基準を踏まえたものとする。

また、レコード内容及びレコード作成要領は、別紙10によるものとする。

(2) 公的年金等支払報告書の提出等

公的年金等支払報告書が光ディスク又は磁気ディスクにより調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク及び磁気ディスクの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

第5 地方税法第317条の6第7項の規定に基づく公的年金等支払報告書の光ディスク等による調製及び市町村への提出等

公的年金等支払報告書提出義務者のうち、地方税法第317条の6第6項の規定の適用を受けない者においても、オンライン化法等に基づき電子情報処理組織を通じて公的年金等支払報告書を市町村に提出することができるこことされているほか、同条第7項の規定に基づき、市町村の承認を得て、磁気テープ、光ディスク等によって提出することも可能となっているが、その場合の取扱いは、以下によるものであること。

1 磁気テープによる調製及び市町村への提出等

(1) 磁気テープの規格等

公的年金等支払報告書を磁気テープにより調製する場合の磁気テープの規格、ファイルの仕様等、ファイルの構成及びレコードの記録順序は、全国的に統一するため、別紙7によるものとする。

また、レコードの内容及びレコード作成要領は、別紙8によるものとする。

(2) 公的年金等支払報告書の磁気テープによる提出の承認

公的年金等支払報告書を磁気テープにより調製する場合、地方税法施行令第48条の9の8第1項の規定による承認の申請は、別紙5の「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の磁気テープによる提出承認申請書」により行うこととする。

ただし、平成29年1月1日以降に行われる申請は、別紙5-2により行うこととする。

(3) 公的年金等支払報告書の提出等

公的年金等支払報告書が磁気テープにより調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された磁気テープの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

2 光ディスク又は磁気ディスクによる調製及び市町村への提出等

(1) 光ディスク及び磁気ディスクの規格等

公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の光ディスク及び磁気ディスクの規格並びにファイルの仕様は、全国的に統一するため、別紙9によるものとする。

また、レコード内容及びレコード作成要領は、別紙10によるものとする。

(2) 公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出の承認
公的年金等支払報告書を光ディスク又は磁気ディスクにより調製する場合の地方税法施行令第48条の9の8第1項の規定による承認の申請は、別紙6の「給与支払報告書又は公的年金等支払報告書の光ディスク又は磁気ディスクによる提出承認申請書」により行うこととする。

ただし、平成29年1月1日以降に行われる申請は、別紙6-2により行うこととする。

(3) 公的年金等支払報告書の提出等

公的年金等支払報告書が光ディスク又は磁気ディスクにより調製され、提出される場合には、書面による公的年金等支払報告書の提出は不要となるものであること。

なお、提出された光ディスク及び磁気ディスクの保管には万全を期するものとし、その保管年限等の管理方法は別途定めておくこと。

第6 他市町村分のデータが混在していた場合の処理

第1から第5までにおいて、特別徴収義務者等から提出された報告書等に他の市町村において課税又は把握すべき給与所得者又は年金所得者に係るものが含まれていた場合には、当該特別徴収義務者等に連絡するとともに、関係市町村が判明した場合には別紙11により当該関係市町村長に通知するものとする。

なお、この通知を受けた市町村においては、必要に応じて当該特別徴収義務者等と協議のうえ、所要の措置を講ずること。

第7 特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の電子情報処理組織を通じた正本送付及び光ディスク等による副本の参考送付

電子情報処理組織の改修により、平成28年度以後の年度分の個人住民税に係る特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）については、電子情報処理組織を通じ、電子署名を添付した「正本」として送信できこととなったところであり、その取扱いについては、以下によること。また、市町村においては、電子情報処理組織を通じて当該通知を送付する場合には、原則として、電子署名を添付した「正本」によるべきであること。

1 電子情報処理組織を通じた正本送付

特別徴収義務者が電子情報処理組織を通じて給与支払報告書を提出し、電子情報処理組織を通じて特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）の送付を受

けることを希望した場合において、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）を電子情報処理組織を通じて正本として送付する場合のレコードの内容及びレコード作成要領は、全国的に統一するため、別紙 12 によるものとする。

ただし、平成 28 年以後の所得に係るものについては別紙 12-2 によるものとする。

2 磁気テープによる副本の参考送付

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、紙による正本送付と併せて磁気テープにより副本を参考送付する場合の規格については、全国的に統一するため、別紙 13 によるものとする。

また、当該磁気テープのレコード内容及びレコード作成要領は、別紙 14 によるものとする。

ただし、平成 28 年以後の所得に係る分については別紙 14-2 によるものとする。

3 光ディスク又は磁気ディスクによる副本の参考送付

特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）について、紙による正本送付と併せて光ディスク又は磁気ディスクにより副本を参考送付する場合の規格については、全国的に統一するため、別紙 15 によるものとする。

また、当該光ディスク及び磁気ディスクのレコード作成は、別紙 12 によるものとする。

ただし、平成 28 年以後の所得に係る分については別紙 12-2 によるものとする。